



議案第 六 号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定
により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五十四年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 稜

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表（一）監査委員の項中「一三二〇〇円」を「一三七〇〇円」に改め、同表教育委員の項中「年額二四〇〇〇円」を「月額二三〇〇〇円」に、「年額一九三〇〇円」を「月額一七六〇〇円」に、「年額一六八〇〇円」を「月額一五五〇〇円」に改め、同表農業委員の項中「年額二四〇〇〇円」を「月額二三〇〇〇円」に、「年額一九三〇〇円」を「月額一七六〇〇円」に、「年額一六八〇〇円」を「月額一五五〇〇円」に改め、同表固定資産評価審査委員会委員の項中「三四〇〇円」を「三五〇〇円」に改め、同表選挙管理委員会委員長の項中「五〇〇〇円」を「五二〇〇円」に改め、同表選挙管理委員会委員の項中「三七〇〇円」を「三八〇〇円」に改め、同表法律又はこれに基づく政令で定められた附属機関の委員

その他これに類する構成員の項中「三四〇〇円」を「三五〇〇円」に改め、同表条例で定め
た附属機関の委員その他これに類する構成員の項中「三四〇〇円」を「三五〇〇円」に改め
る。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。